

信濃町スポーツ合宿支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内におけるスポーツ合宿（以下「合宿」という。）の誘致を推進し、スポーツの振興及び交流人口の拡大を図り、地域活性化を促進させるため、町内で合宿をする者に対し、予算の範囲内で信濃町スポーツ合宿支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、信濃町補助金交付規則（昭和48年信濃町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒、学生等で構成する団体又は社会人で構成する団体（以下「団体」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者としなない。

- (1) 町又は町からの補助金の交付を受けている団体から補助金又は助成金の交付を受けている団体
- (2) 政治的、宗教的な活動を目的とする団体
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と関係を有すると認められる団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする団体

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、団体が実施する合宿で、次の各号の要件に全て該当する場合とする。

- (1) 町内の宿泊施設に宿泊するものであること。
- (2) 1回の合宿における延べ宿泊数（参加人数に宿泊日数を乗じた日数）が20泊以上であること。なお、同一の団体が町内の2か所以上の宿泊施設に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一である場合には、一つの補助事業とみなす。
- (3) 町内のスキー場及びスポーツ施設等を利用すること。
- (4) 合宿の最初の宿泊日が2月から6月又は10月から12月の期間に設定されていること。
- (5) 営利を目的とする合宿でないこと。

(複数年度にわたる合宿)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終の宿泊日の属する年度とする。この場合において、前条第2号に規定する延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1回の合宿における延べ宿泊数に500円を乗じた額とする。
- (2) 1回の合宿において受けられる補助金の額は、10万円を限度とする。
- (3) 団体が受け取ることができる補助金は、年度内1団体当たり1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする団体は、信濃町スポーツ合宿支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の開始日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 合宿参加者名簿（様式第1号の2）
- (2) その他町長が必要と認める書類
（交付決定）

第7条 補助金の交付決定は、信濃町スポーツ合宿支援事業補助金交付決定（計画変更承認）通知書（様式第2号）により行うものとする。
（計画変更の申請）

第8条 団体は、第6条の申請内容に変更があったときは、信濃町スポーツ合宿支援事業補助金計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の2割を超える増減
（計画変更承認の通知）

第9条 補助金の計画変更承認通知は、様式第2号により行うものとする。
（実績報告及び補助金の請求）

第10条 団体は、合宿終了後速やかに信濃町スポーツ合宿支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊証明書（様式第5号）
- (2) その他町長が必要と認める書類
（補助金の返還）

第11条 町長は、団体が偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（期間の特例）

2 令和4年度に限り、第3条第4号中「2月から6月又は10月から12月の期間」とあるのは「5月から令和5年3月31日までの期間」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年5月8日告示第58号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年7月15日告示第79号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則（令和3年5月25日告示第54号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日告示第63号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年5月2日告示第64号）

この要綱は、告示の日から施行する。